

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。</p> <p>日程第1. 議事録署名委員の指名を行ないます。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、18番内部武雄委員、4番奥田武委員を指名いたします。</p>
議 長 事務局	<p>日程第2. 諸報告を行ないます。事務局より説明を求めます。</p> <p>【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会長専決処分（異常設審議委員会諮問案件）について ・ 合意解約届出（農地法第18条第6項通知）の受理について ・ 農地等返還通知（使用貸借解約）の受理について ・ 田畑転換届出の受理について ・ 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について ・ 会議等の報告事項について ・ 会議等の予定について
議 長	<p>以上で諸報告を終わります。それでは、諸報告について質問等がありましたら、挙手の上発言をお願いします。なお発言をされる委員は、最初に議席番号とお名前を告げられてからお願いいたします。質問はございませんか。</p> <p>（無しの声あり）</p>
議 長	<p>無いようですので、以上で諸報告を終わります。</p>
議 長 事務局	<p>日程第3. 議案の上程を行ないます。それでは最初に、議第192号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p> <p>議案書8ページ、議第192号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認についてを説明します。9ページをご覧ください。図面については最初のページから掲載しています。今回非農地通知に係る調査を実施した地区は、〇〇町〇〇地区です。</p> <p>番号1～23番、〇〇町〇〇地区については、地目は田16筆、畑7筆の合計23筆、関係者は5名で合計面積は16,282㎡です。令和元年10月25日に現地調査を行っており、確認委員は〇〇推進委員さんです。</p> <p>すべての地区の合計は、地目が田16筆、畑7筆の合計23筆、関係者は5名で合計面積は16,282㎡です。</p> <p>非農地判断の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄し自然改廃した農地で、農地への復旧が困難な土地であるため、非農地として判断して問題ないと考えます。</p> <p>以上、報告いたします。ご審議についてよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>（確認委員、補足説明なし）</p>
議 長	<p>無いようですので、ただ今、事務局から説明をいたしましたが、質疑はございませんか。</p> <p>（無しの声あり）</p>
議 長	<p>質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>(無しの声あり)</p> <p>討論を終わります。お諮りいたします。議第192号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認については、申請のとおり承認することにご異議ございませんか。</p>
議 長	<p>(無しの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。よって、議第192号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認については、承認することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第193号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書11ページ、議第193号農地法第3条の規定による許可申請について説明します。6件の申請が出ております。</p> <p>議案書12ページをご覧ください。図面資料は6ページからです。</p> <p>申請番号1番。〇〇町〇〇△△-△外2筆。地目は登記簿・現況ともに畑で合計面積は497㎡です。</p> <p>権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇県〇〇市の□□□□さんです。</p> <p>申請事由は、遠方に居住しており、耕作が困難なため。ということです。</p> <p>譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さん。申請事由は、空き家付き農地制度を利用する為。ということです。</p> <p>土地代は△△-△が10アール当たり4,273,000円。△△-△が10アール当たり2,459,000円。△△-△が10アール当たり387,000円。確認は〇〇推進委員さんです。</p> <p>申請番号2番。〇〇町〇〇△△-△外17筆。地目は登記簿・現況ともに田が12筆。登記簿・現況ともに畑が6筆で、合計面積は17,887㎡です。</p> <p>権利の種別は3条の使用貸借で、貸付け人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。</p> <p>申請事由は、高齢になり耕作が困難になったため、後継者に貸し付ける。ということです。借受け人は、息子さんの△△△△さん。申請事由は、申請地を借り受け、農業経営を主宰する。ということです。</p> <p>農業者年金受給者で、再設定されるものです。確認は〇〇推進委員さんです。</p> <p>申請番号3番。〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿・現況ともに田で面積は5,075㎡です。</p> <p>権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。</p> <p>申請事由は、高齢になり耕作が困難になったため。ということです。</p> <p>譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さん。申請事由は、申請地を譲り受け、農業経営を拡大する。ということです。</p> <p>土地代は10アール当たり500,000円。確認は〇〇委員さんです。</p> <p>申請番号4番、〇〇町〇〇△△-△外2筆。地目は登記簿・現況ともに田が1筆、登記簿・現況ともに畑が2筆で、合計面積は418㎡です。</p> <p>権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。</p> <p>申請事由は、高齢になり耕作が困難になったため。ということです。</p> <p>譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さん。申請事由は、申請地を譲り受け、農業経営を拡大する。ということです。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>大する。ということです。</p> <p>土地代は10アール当たり120,000円。確認は〇〇委員さんです。</p> <p>申請番号5番。〇〇町〇〇△△-△外3筆。地目は登記簿田・現況畑が1筆、登記簿・現況ともに畑が3筆で合計面積は730㎡です。</p> <p>権利の種別は3条の無償移転で、譲渡人は〇〇市〇〇町の□□□□さんです。</p> <p>申請事由は、遠方に居住しており、耕作が困難なため。ということです。</p> <p>譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さん。申請事由は、申請地を譲り受け、農業経営を拡大する。ということです。</p> <p>土地代は無償。確認は〇〇委員さんです。</p> <p>ここで、〇〇△△-△の土地について補足説明します。</p> <p>図面資料27ページの公図をご覧ください。この図では△△-△は表示されていません。次に図面資料28ページの閉鎖公図・談合絵図、談子図、団子図をご覧ください。この図では△△-△の下に位置していることが確認できます。このことから図面資料27ページの△△-△の中に△△-△が含まれているということになります。この土地は表題部及び権利部登記がされているため、所有権移転登記は可能です。</p> <p>申請番号6番。〇〇町〇〇△△-△外5筆。地目は登記簿・現況ともに田が3筆、登記簿・現況ともに畑が3筆で、合計面積は4,149㎡です。</p> <p>権利の種別は3条の使用貸借で、貸付け人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。</p> <p>申請事由は、高齢になり耕作が困難になったため、後継者に貸し付ける。ということです。借受け人は、息子さんの△△△△さん。申請事由は、申請地を譲り受け、農業経営を主宰する。ということです。</p> <p>農業者年金受給者で、再設定されるものです。確認は〇〇委員さんです。</p> <p>以上について、周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの。と見込まれ、下限面積要件も満たしています。したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上について、ご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありました。確認委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>(確認委員、補足説明なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、ただ今、事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第193号農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第193号農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長 事務局	<p>次に、議第194号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p> <p>議案書16ページ、議第194号農地法第4条の規定による許可申請について提出のあった案件について説明をいたします。17ページをご覧ください。</p> <p>図面は、33ページから掲載していますので一緒にご覧ください。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿・現況ともに畑で申請面積は9.90㎡です。申請人は、〇〇都〇〇市の□□□□さん、転用目的は墓地で墓碑1棟を移転されます。</p> <p>転用理由は、現在の墓地は自宅から離れた山中にあり、参道は急傾斜で荒廃が進んでおり、墓地への往来及び永代管理が困難であるため申請地に移転したい。とのことです。</p> <p>農用地区域外で確認は〇〇委員さんです。</p> <p>農地区区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である。ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第4条第6項第2号に規定する申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない場合の代替性なしに該当すると考えます。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿・現況ともに畑で申請面積は9.92㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地で墓碑1棟を移転されます。転用理由は、現在の墓地は自宅から離れた山林の中に位置し、参道は急傾斜で高齢者や子供の墓参りには支障がある。また多くの墓石を寄せ総廟としたいため自宅近くの当該申請地に移転したい。とのことです。</p> <p>農用地区域外で確認は〇〇委員さんです。</p> <p>農地区区分及び許可条項は申請番号1番に同じです。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿田、現況畑で申請面積は68㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は倉庫で倉庫1棟33㎡を移転されます。転用理由は、倉庫が不足しているので申請地に建築したい。とのことです。始末書が提出されており、農地法の認識不足から昭和60年頃に倉庫を建築してしまった。とのことです。</p> <p>農用地区域外で、確認は〇〇推進委員さんです。</p> <p>農地区区分及び許可条項は申請番号1番に同じです。</p> <p>以上報告いたします。ご審議についてよろしくお願ひします。</p>
議 長	ただ今、事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いします。
16番	はい。
議 長	はいどうぞ。
16番	16番〇〇です。申請番号3番の関係ですが始末書が出ておりますので、読み上げさせていただきます。
	<p>この度、農地法第4条の許可申請をするにあたり、〇〇市〇〇町〇〇△△-△の土地は田でありましたが、昭和60年頃に倉庫を建築し、土地の一部を利用してきました。本来なら農地法の許可を得て利用すべきところ、農地法の認識不足から事前着工をしておりました。今後は、農地法他関係法令を遵守し再びかかる不祥事をいたさぬよう十分注意し、</p>

発信者	議 事 録 要 旨
16番	万全の管理で臨むことを固くお誓いいたします。そういう始末書でございます。図面では44ページ以降で写真等もついておりますので、ご覧いただければと思います。よろしくお願ひ申し上げます。
議 長	他に補足説明はございますか。 (無しの声あり)
議 長	無いようですので、ただ今、事務局並びに確認委員から説明をいたしました。質疑はございませんか。
2 番	2番〇〇です。いつも始末書案件の時は一緒だとは思いますが、これに限らないと思いますが、ようするにここで4条の許可申請が出てくるに至ったのは、前にもあったとは思いますが、何でここで出てきたのかというのをはっきりしておいた方がいいのではないかと。何気なくということにはならないのではないのでしょうか。わかっておれば説明していただければと思います。
16番	16番〇〇です。農地パトロールを行っております。その際にこういう状況を見つけたということでございます。
議 長	農地パトロールで現地を確認し、指摘を行ったということで、今回正規に申請を行っていただいたということです。
2 番	2番〇〇です。これはわかりましたけど、始末書案件は何でここで議題となって出てきたのかを言っていないと、わたしも経験があるのだけど、始末書を読み上げておしまいではないので、はっきりしておいた方がいいと思うので、お願ひをしておきたい。
議 長	他に質疑はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	討論を終わります。お諮りいたします。議第194号農地法第4条の規定による許可申請については、島根県農業会議 常設審議委員会からの意見聴取が不要の案件です。申請のとおり許可することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって、議第194号農地法第4条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定いたしました。
議 長	次に、議第195号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書18ページ、議第195号農地法第5条の規定による許可申請について説明します。1件の申請が出ております。 議案書19ページをご覧ください。図面資料は49ページからです。 申請番号1番。〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿・現況ともに畑で面積は9.90㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇都〇〇市の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の△△△△さんです。転用目的は、墓地で墓碑1棟を建築されます。 転用事由は、現在の墓地は、自宅から離れた山中にあり、参道は急傾斜で荒廃が進んでおり、墓地への往来及び永代管理が困難であるため。ということです。

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>土地代は10アール当たり5,050,000円。確認は〇〇委員さんです。</p> <p>農用地区域外で、農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である。ことから、2種農地と判断致しました。許可条項は、法第5条第2項第2号に規定する申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない場合の代替性なしに該当すると考えます。</p> <p>以上について、ご審議よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありました。確認委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>(確認委員、補足説明なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、ただ今、事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第195号農地法第5条の規定による許可申請については、島根県農業会議 常設審議委員会からの意見聴取が不要の案件です。申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第195号農地法第5条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第196号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書20ページ、議第196号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について説明いたします。議案書21ページをご覧ください。</p> <p>今回は設定件数68件。内訳は〇〇町2件、〇〇町5件、〇〇町61件となります。</p> <p>借り受け戸数は3戸となっております。中間管理機構が借り受けるものは、議案書24ページの番号7番から54ページの68番までとなります。</p> <p>転貸予定先は、〇〇町が農事組合法人〇〇、〇〇町が(仮称)農事組合法人〇〇と農事組合法人〇〇となっております。</p> <p>この全ての計画とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。の要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上について、ご審議よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がございました。慣例により各町でご協議いただくこととします。14時15分まで、暫時休憩とします。ご協議をお願いします。</p> <p>・・・ (休憩) ・・・</p> <p>(協議：〇〇町、〇〇町、〇〇町 【無・・・〇〇町、〇〇町、〇〇町】)</p>
議 長	<p>会議を再開します。先ほど休憩中にご協議いただいた結果を各町より発表していただきます。最初に〇〇町より発表願ひします。</p>
6 番	<p>6番〇〇です。〇〇町は、申請番号1番2番、新規が2件で、全て妥当であると判断し</p>

発信者	議 事 録 要 旨
6 番 議 長	<p>ました。よろしくお願ひします。</p> <p>次に、〇〇町お願ひします。</p>
8 番 議 長	<p>8 番〇〇です。〇〇町は再設定が 4 件、新規が 1 件で、全て実績のある法人さんですので、妥当であると判断しました。よろしくお願ひします。</p> <p>次に、〇〇町お願ひします。</p>
1 番 議 長	<p>1 番〇〇です。〇〇町は 2 法人、〇〇と〇〇、それぞれ新規と再設定、妥当であると判断しました。よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ただ今、各町から発表のとおり、許可妥当ということですが、質疑はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第 1 9 6 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認については、申請のとおり全て妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第 1 9 6 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認については、申請のとおり全て妥当として、市長に報告することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第 1 9 7 号農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による農地取得下限面積別段の面積の設定についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書 5 6 ページ、農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による農地取得下限面積別段の面積の設定について説明します。議案書 5 7 ページをご覧ください。資料は 5 3 ページとなります。</p> <p>農業委員会は、毎年農地取得下限面積の設定について審議することとなっています。</p> <p>平成 2 9 年 1 1 月総会で見直しを実施しましたが、この度、議案書 5 7 ページ別表 1 のとおり、〇〇町の下限面積の変更を考えております。</p> <p>理由としましては、資料 5 4 ページの経営耕地面積総農家数等一覧表のとおり、〇〇町は 3 0 a 未満が 3 8 %、〇〇町は 2 0 a 未満が 4 3 %、〇〇町は 2 0 a 未満が 4 0 %、〇〇町は 2 0 a 未満が 3 6 %、〇〇町は 2 0 a 未満が 3 7 %、〇〇町は 3 0 a 未満が 4 0 % となっており、各町の 2 0 a、3 0 a 未満の農地を耕作している農家数が概ね 4 割であるため、〇〇町の変更が可能となりました。</p> <p>続きまして、空き家付き農地に係る議案書 5 7 ページの別表 2 について説明します。</p> <p>この農地法施行規則第 1 7 条第 2 項の規定による空き家付き農地につきましては、資料 5 3 ページの 2 のかたカッコ 1 の方針のとおり、区域を 2 5 筆に変更するものです。</p> <p>理由としましては、指定追加によるものが 1 物件 1 筆、指定解除では農地法第 3 条及び同法第 5 条並びに現況が非農地によるものが 4 物件 1 1 筆あるためです。</p> <p>資料 5 5 ページから 5 7 ページまでは指定追加分の資料となります。資料 5 8 ページから 6 0 ページまでは指定解除のうち現況が非農地のものとなります。</p> <p>参考資料として A 3 横に一覧として印刷したものを配布しておりますのでご覧ください</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	い。これにより、空き家付き農地件数は変更前の11物件35筆から8物件25筆に変更となります。なお、別表1及び別表2の告示日施行日については、本日を予定しております。以上について、ご審議よろしく申し上げます。
議 長	ただ今、事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。理解ができましたでしょうか。
事務局	結局〇〇というのは、54ページのどこを見ればいいのか。
議 長	〇〇は、10aから20a未満の36%をみることになります。
事務局	質疑は終わってもよろしいでしょうか。
議 長	(無しの声あり)
議 長	無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。
議 長	(無しの声あり)
議 長	討論を終わります。お諮りいたします。議第197号農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得下限面積別段の面積の設定については、提案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議 長	(無しの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって、議第197号農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得下限面積別段の面積の設定については、提案のとおり決定いたしました。
議 長	以上で、本日の議事日程は全て終了しました。閉会といたします。
事務局	ご起立ください。一同ご礼。ご着席ください。(14:25終了)

9. その他事項等

発信者	そ の 他 事 項 等
事務局	<p>※その他事項について</p> <p>(1) 令和元年度農地利用状況調査結果について</p> <p>(2) 遊休農地の利用意向調査について</p> <p>(3) 雲南市地域自主組織連絡協議会への説明事項について</p> <p>(4) ・農業者年金加入推進対策会議について ・令和元年度年末意見交換会について</p> <p>(5) その他</p>
事務局	<p>※第30回総会開催日程等について</p> <p>○12月の第30回総会は、令和元年12月17日(火)午後2時00分(予定)より、市役所3階・301会議室で開催します。</p>
事務局	<p>※それでは、これにて全ての日程を終了いたします。お疲れ様でございました。</p>

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____